

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (防止・対策委員会の組織) 第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(<u>渉外</u>担当) (2) 理事(<u>総務</u>・<u>財務</u>担当) (3)以下 (略)</p>	<p>本則 (防止・対策委員会の組織) 第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(<u>経営</u>・<u>企画</u>担当) (2) 理事(<u>総務</u>・<u>渉外</u>担当) (3)以下 (略)</p>	

附 則(令和2年4月1日規程第15号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。